

# 保育料無償化(2019年10月～)に伴う 副食費の取扱い変更について

## ＜1. 保育所、認定こども園（保育部門）を利用する3歳以上児の方＞

**Q1. 2019年10月から、副食費が徴収され始めると聞きましたが、保育所等に通う子ども全員がその対象になるのですか？**

対象者は、次の2点いずれも満たす子どもです。

- ・保育所又は認定こども園の保育部門に入所する子ども
- ・3歳以上の子ども（4月1日時点で3歳以上の子どもであって、4月1日時点で2歳であり、年度途中で3歳となった子どもは除く）

**Q2. 保育料は無償化されるとのことですが、副食費も含む給食費や、行事費などは無償化されないのですか？**

無償化されるのは保育料部分のみです。それ以外の費用は基本的に今までどおり保護者様が負担いただくべきものとなります。

**Q3. なぜ副食費が徴収され始めるのですか？**

今までも副食費は、保育料に含むかたちで保護者様に支払って（負担して）いただいております。

今回、保育料部分のみが無償化（＝0円）されたことによって、単独で副食費が徴収され始める、ということになります。

**Q4. 私の子どもは、無償化になる前から既に保育料が0円でした。私の場合でも、無償化後に副食費が徴収されるのですか？**

今まで既に保育料が0円（免除）であった方については、既に副食費が免除されていたということになりますので、基本的には無償化後も保育料0円、副食費0円となります（※免除対象者の詳細はQ7を参照）。ただし、一部例外の方もいらっしゃいます（Q4-2を参照）。

**Q4-2. Q4に記載の「一部例外の方」とはどのような人が該当するのですか。**

具体的には、次の全てを満たす方は、無償化前（9月30日時点）で保育料が0円であっても、無償化後は副食費は免除されません。

- ・入所児童の年齢が、4月1日時点で3歳以上である
- ・保育所又は認定こども園の保育部門に入所する児童である
- ・父母合計の市民税の所得割額が57,700円以上（一人親世帯等の場合は77,101円以上）の世帯である
- ・入所児童について、小学校6年生までのきょうだいの範囲であれば第3子以降に当たるが、小学校就学前までのきょうだいの範囲であれば、第1子または第2子に当たる

＜例＞入所児童の兄：小学校5年生

入所児童の姉：小学校2年生

入所児童本人：4歳児（範囲が小学6年までなら第3子扱い、範囲が小学校就学前までなら第1子扱い）

**Q4-3. 私はQ4-2に該当するのですが、無償化前（9月30日時点）は保育料（副食費込み）が0円であったのに、無償化後は保育料は0円であるが副食費の支払いは発生します。なぜ無償化前よりも無償化後のほうが支払が増えるのでしょうか。**

唐津市では、市独自で保育料を軽減してきており、Q4-2に該当する方は、本来なら保育料がかかる世帯であるところ、この唐津市独自軽減の恩恵を受けて、保育料が0円となっていたこととなります。

今回、Q3のとおり、国制度において保育料と副食費が切り離され、保育料は無償となりますが、切り離された副食費については、「給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用ですので、保育料無償化後においても、保育所等を利用される保護者様自身でご負担いただく」という制度の基本的考えのもと、Q7で示す副食費免除の対象に当てはまらない子どもについては、副食費をお支払いいただくこととなります。

結果的には、Q4-2に該当する方については、無償化前よりも副食費代分の支払いが増えることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

**Q5. 私の子どもが入所する保育所等では、副食費として月額4500円を徴収し始めると聞きました。今まで副食費は保育料の中に含んで支払っていたとのことですが、無償化前後で私の副食費としての支払額の負担は重くなったのか軽くなったのか、どちらですか？**

支払額の負担は、無償化前後で変わらないこととなります。今までの保育料が1万円であった方も2万円であった方も、保育料の中に含まれていた副食費の額は一律で4500円でしたので、それが保育料から切り離されただけ、という考え方になります。

**Q 6. 副食費として徴収される額は、どの保育所等であっても一律なのか？**

副食費の金額は、各保育所等それぞれが設定しますので、一律とは限りません。

**Q 7. 無償化後、一部の子どもについては副食費が免除されるとのことですが、どういった子どもが免除対象になるのですか？**

対象者は、次のいずれかを満たす子どもです。

- ・ 保育所又は認定こども園の保育部門に入所する児童のうち、父母合計の市民税所得割額が、57,700円未満の世帯の児童。
  - ※1人親世帯等の場合は77,101円未満
- ・ 第3子以降の児童。
  - ※ただし第1子、2子を、小学校入学前までのきょうだいの範囲内でカウントします。

**Q 8. 副食費の免除を受けるためには手続きが必要ですか？**

副食費の免除のための個別の手続きは不要です。副食費の免除対象かそうでないかを市で判定し、通知をする仕組みとなっております。

通知時期は、既に入所済み子ども様分については9月頃を想定しており、新規入所申請者や変更対象者についてはその後毎月1回のペースで通知する予定です。

## < 2. 幼稚園、認定こども園（教育部門）を利用する3歳以上児の方 >

### Q9. 無償化後、一部の子どもについては副食費が免除されるとのことですが、どういった子どもが免除対象になるのですか？

対象者は、次のいずれかを満たす子どもです。

- ・ 幼稚園又は認定こども園の教育部門に入所する児童のうち、父母合計の市民税所得割額が、77,101円未満の世帯の児童。
- ・ 第3子以降の児童。

※ただし第1子、2子を、小学校3年生までのきょうだいの範囲内でカウントします。

### Q10. 副食費の免除を受けるためには手続きが必要ですか？

副食費の免除のための個別の手続きは不要です。副食費の免除対象かそうでないかを市で判定し、通知をする仕組みとなっております。

通知時期は、既に入所済み的小朋友様分については9月頃を想定しており、新規入所申請者や変更対象者についてはその後毎月1回のペースで通知する予定です。